

日薬業発第 77 号
令和 7 年 6 月 4 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会
担当副会長 原口 亨

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する
省令の一部を改正する省令の制定について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課より、別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

今般の連絡の内容は、「フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤」の使用者が遵守すべき基準について、牛に係る「使用禁止期間」を「食用に供するためにと殺する前 4 日間」から「食用に供するためにと殺する前 20 日間」に変更するため、標記省令の一部を改正する省令が令和 7 年 5 月 30 日付をもって公布及び施行されたことを案内するものです。

つきましては、会務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、本件につき貴会関係者にご案内賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 30 日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第3号）が別添のとおり本日公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

1 改正の内容

- 「フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤」の使用者が遵守すべき基準について、牛に係る「使用禁止期間」を「食用に供するためにと殺する前4日間」から「食用に供するためにと殺する前20日間」に変更する。

2 施行期日

令和7年5月30日

3 参考

今回の改正に関連する製剤は以下のとおりです。

- フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤
販売名：フロロコール2%液（MSDアニマルヘルス株式会社）

○農林水産省令第二十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

農林水産大臣 小泉進次郎

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第1 (第2条、第4条及び第5条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)
フロルフエニ コールを有効 成分とする飼 料添加剤	牛 (生後3月 を超えるもの を除く。)	1日量として 体重1kg当た り10mg以下の 量を飼料に混 じて経口投与 すること。	食用に供する ためにと殺す る前20日間
(略)	豚 すずき目魚類 にしん目魚類 (淡水中で養 殖されている もの) うなぎ目魚類	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～20 (略)

別表第1 (第2条、第4条及び第5条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)
フロルフエニ コールを有効 成分とする飼 料添加剤	牛 (生後3月 を超えるもの を除く。)	1日量として 体重1kg当た り10mg以下の 量を飼料に混 じて経口投与 すること。	食用に供する ためにと殺す る前4日間
(略)	豚 すずき目魚類 にしん目魚類 (淡水中で養 殖されている もの) うなぎ目魚類	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～20 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。